

入院時生活療養費の見直しについて

平素は当健保組合の事務運営につきまして、格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記につき、平成29年度の政府予算案が閣議決定されたことを踏まえ、下記のとおりお知らせいたしますので、被保険者各位へご周知方、宜しくお願い申し上げます。

記

1. 見直しの趣旨

医療と介護及び入院と在宅療養の負担の公平化を図る観点から、入院時生活療養費の生活療養標準負担額のうち居住費にかかる部分について見直すこととする。
併せてその他所要の見直しを行うこととする。

2. 見直しの内容

(1) 生活療養標準負担額のうち居住費にかかる部分の見直し

65歳以上の医療療養病床に入院する患者
<現行>

	対 象 者	生活療養標準負担額のうち、居住費にかかる部分
A	医療の必要性の低い者 (B、C以外の者)	1日につき 320円
B	医療の必要性の高い者 ※1 (指定難病患者を除く)	1日につき 0円
C	指定難病患者 ※2	1日につき 0円

<見直し後>

	対 象 者	生活療養標準負担額のうち、居住費にかかる部分
A	医療の必要性の低い者 (B、C以外の者)	(平成29年10月1日から) 1日につき 370円
B	医療の必要性の高い者 ※1 (指定難病患者を除く)	(平成29年10月1日から) 1日につき 200円 (平成30年4月1日から) 1日につき 370円
C	指定難病患者 ※2	1日につき 0円

※1 健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者
(平成18年厚生労働省告示第488号)

※2 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条第1項に規定する指定難病の患者

(2) 生活療養標準負担額における境界層該当者の取扱いの見直し

本来の所得区分に基づく負担であれば、生活保護を必要とするが、より負担の低い基準を適用して負担を軽減すれば生活保護を必要としない状態になる者に対して、被保険者等から保険者に福祉事務所長が交付する証明書を提出することにより、低い基準を適用する。(境界層措置)

<見直し後> 65歳以上の医療療養病床に入院する患者の境界層該当者

食費	一食	100円
居住費	1日	0円

(3) 生活療養標準負担額のうち食費にかかる部分の見直し

<見直し後> 65歳以上の医療療養病床に入院する患者のうち、医療の必要性の高い者(指定難病患者を除く)

生活療養(Ⅰ)※	一食	460円
生活療養(Ⅱ)	一食	420円

※管理栄養士又は栄養士による適切な栄養量及び適時・適温の食事の提供が行われている等の基準を満たす場合

2. 施行期日 平成29年10月1日

ただし、同日前に行われた生活療養に係る生活療養標準負担額については、なお従前の例によることとする。

以上

65歳以上の医療療養病床に入院する患者の食費・居住費（生活療養標準負担額）の変化

※赤字・下線は今回の改正

		医療の必要性の低い者（A）		医療の必要性の高い者（B）		指定難病患者（C）	
		食費 （一食）	居住費 （一日）	食費 （一食）	居住費 （一日）	食費 （一食）	居住費 （一日）
一般所得		生活療養（Ⅰ）460円 生活療養（Ⅱ）420円	320円 ⇒ <u>29年10月～370円</u>	・ <u>29年10月～</u> 360円 ・30年4月～ 460円 ⇒ <u>生活療養（Ⅰ）460円</u> <u>生活療養（Ⅱ）420円</u>	0円 ⇒ <u>29年10月～200円</u> <u>30年4月～370円</u>	260円	0円
70歳未満	70歳以上						
低所得	低所得Ⅱ	210円	320円 ⇒ <u>29年10月～370円</u>	210円 ※90日超で160円	0円 ⇒ <u>29年10月～200円</u> <u>30年4月～370円</u>	210円 ※90日超で160円	0円
	低所得Ⅰ	130円	320円 ⇒ <u>29年10月～370円</u>	100円	0円 ⇒ <u>29年10月～200円</u> <u>30年4月～370円</u>	100円	0円
老齢福祉年金受給者 （後期高齢者医療制度のみ）		100円	0円	100円	0円	100円	0円
境界層該当者							